平成２３年（フ）第３６３号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地960番地５
株式会社順和寮
破産者　柴田　俊一
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３７６号
埼玉県草加市西町1322番地26
破産者　葉坂　恭司
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３７７号
埼玉県草加市西町1322番地26
破産者　葉坂三恵子
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
新潟市東区紫竹５丁目９番１号　キャッスルコートＡ102号、前住所新潟市中央区新和２丁目１番３―112号
破産者　山田　祐也
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４号
神戸市長田区大橋町４丁目４―18　ダイアパレス西神戸201、住民票上の住所兵庫県丹波市柏原町柏原2606番地７
破産者　藤原　　守
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第６８６号
広島市西区三滝本町１丁目21―14、住民票上の住所広島市東区戸坂山根１丁目２番37―101号
破産者　河野　勝登
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２９１号
福岡県朝倉郡筑前町東小田1331番地26
破産者　春口　　修
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５号
秋田市旭北錦町１番７号
破産者　土田　信男
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８６号
秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢村76番地
破産者　鷲谷　岬夫
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１０９号
横浜市旭区若葉台１丁目11番1102号
破産者　池田　厚美
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２７９号
相模原市南区南台３丁目12番19号　グレイスメゾン南台402号室
破産者　本田　詔子
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２８０号
相模原市南区南台３丁目12番19号　グレイスメゾン南台402号室
破産者　本田　一樹
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８９４号
横浜市緑区十日市場町1865番地123　アップルハウス十日市場204号
破産者　本山　　豊
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０９９号
横浜市港南区港南６丁目７番32号
破産者　寺尾久美子
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１７６号
横浜市金沢区六浦２丁目９番36号
破産者　椎野　健二
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６１号
山梨県甲府市飯田５丁目14番14号
破産者　大澤　勝治
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６２号
山梨県甲府市飯田５丁目14番14号
破産者　大澤　文子
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６５号
長野市大字稲葉１番地　１シティ103号、破産手続開始決定時の住所長野市大字稲葉200番地29
破産者　萩原　　武
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９８号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3446番地２よろづや北寮101
破産者　吉岡　玉枝
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係